第三十五条第二項及び第七十七条第三号中「及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による東南海・南海地震防災対策推進計画」を「、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十五号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

環境大臣　石原　伸晃

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項の次に次の一項を加える。

5　地下水・地盤環境室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。